

平成31年度 久留米市販路開拓促進事業費補助金 (国内向け) 募集案内

市内の中小企業者が国内の見本市や展示会へ
出展する際に経費の一部を補助します

【出展は通算2回まで補助いたします】

1. 対象者

次の要件を全て満たす中小企業者が対象となります。

- ① 市内に事務所又は事業所を有し、当該事務所又は事業所が主体的に事業を実施すること。
- ② 市税を滞納していないこと。
- ③ 補助金の交付を受けようとする中小企業者の発行済株式を大企業が2分の1を超えて保有していないこと。

2. 対象事業

募集小間数が100以上、または出展予定企業が100社以上の規模で、沖縄県を除く九州以外の地域で開催される見本市・展示会等への出展事業
(ただし、補助申請者が自社で主催する展示会等への出展、物産展など即売を主目的とした出展、特定の団体の内部的な見本市等を除きます。)

3. 対象製品

自社で製造・開発した製品・技術、または自社が取り扱う製品など

4. 対象経費

見本市等の出展経費のうち、次に掲げるものが対象となります。

- ①出展(小間)料及び展示装飾費 ②出展物輸送費

5. 補助金の額

補助対象経費の2分の1以内、かつ20万円を限度とします。

○2回目の補助金の額は下記の通りです。

2回目：補助対象経費の3分の1以内、かつ上限10万円

(裏面へ続く)

6. 補助金申請書類

補助金申請には次の書類を提出していただきます。

- ①助成金交付申請書
- ②事業計画書
- ③事業収支計画書
- ④役員名簿
- ⑤出展する見本市等の概要が確認できる書類
(企画書、パンフレットなど)
- ⑥出展製品の説明資料(製品パンフレット、製品の写真・説明書など)
- ⑦滞納なし証明書(市税)
- ⑧株主名簿(持株比率を明記)

7. 募集・受付期間

2019年4月1日 ~ 2020年2月28日

※中小企業一者につき、年度内1回の申請ができます。

※中小企業一者につき、通算2回まで申請することができます。

※海外向け見本市補助金との同一年度内の併用はできません。

※補助総額が予算額に達した場合は、募集期間であっても申請受付を終了します。

8. 補助金交付までの流れ

申請書類一式の提出 → 審査 → 補助金交付決定 → 出展 →
実績報告の書類一式の提出 → 補助金額確定 → 支払い

9. 申請書配布・受付及び問合せ先

久留米市 商工観光労働部 商工政策課(担当:中村)

〒830-8520 久留米市城南町15-3

TEL: 0942-30-9133

FAX: 0942-30-9707

E-mail: syoko@city.kurume.fukuoka.jp

